

	(地域との連携等)
第十六条	指定夜間対応型訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定夜間対応型訪問介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
	(記録の整備)
第十七条	指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2	指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一	夜間対応型訪問介護計画
二	次条において適用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
三	次条において適用する第三条の二十六に規定する市町村への

	通知に係る記録
四	次条において適用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録
五	次条において適用する第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
	(運用)
第十八条	第三条の七から第三条の二十まで、第三条の二十五、第三条の二十六、第三条の三十一から第三条の三十六まで、第三条の三十八及び第三条の三十九の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について適用する。この場合において、第三条の七第一項、第三条の十七、第三条の三十一及び第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第三条の二十五中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護(随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と、第三条の十二中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者」と読み替えるものとする。
第十八条から第四十条まで	削除
第三章	認知症対応型通所介護
	(従業者の員数)
第四十二条	単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併

	に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2	指定夜間対応型訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
3	指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
	(会計の区分)
第三十九条	指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定夜間対応型訪問介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
	(新設)
	(記録の整備)
第四十条	指定夜間対応型訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2	指定夜間対応型訪問介護事業者は、利用者に対する指定夜間対応型訪問介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一	夜間対応型訪問介護計画
二	第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
三	第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四	第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録
五	第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
	(新設)
第三章	認知症対応型通所介護
	(従業者の員数)
第四十二条	単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設に併

	通所介護の単位の看護・介護職員として従事することができるとのとする。 4 前三項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第一号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第四十四条第二項第一号イにおいて同じ。）を十二人以下とする。 5 （略） 6 第一項の生活相談員又は看護・介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 7 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単
--	---

	設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の提供を行う時間数（以下この条において「提供時間数」という。）に応じて、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員（以下この条において「看護・介護職員」という。） 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護・介護職員が一以上及び提供時間数に応じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護・介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三 （略） 2 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、看護・介護職員を、常時一人以上当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護に従事させなければならない。 3 第一項第二号の規定にかかわらず、看護・介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の単独型・併設指定認知症対応型
--	--

	2 前項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第五条第一項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第一号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第四十四条第二項第一号イにおいて同じ。）を十二人以下とする。 3 （略） 4 第一項の生活相談員、看護職員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。 5 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単
--	--

	設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護（特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業員の員数は、次のとおりとする。 一 生活相談員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の単位ごとに、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる生活相談員が一以上確保されるために必要と認められる数 二 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位ごとに、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上及び提供時間帯を通じて専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が一以上確保されるために必要と認められる数 三 （略） （新設） （新設）
--	--

独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項から第六項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第四十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第八条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第

独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項から第四項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(従業者の員数)

第四十五条 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条第六十三条第六項第一号、第六十四条第二項及び第六十五条において同じ。)若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第一項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設(第九十九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第六十三条第六項第二号において同じ。)若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設(第百三十条第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第六十三条第六項第三号において同じ。)の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第八条第一項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。))の指定を併せて受け、かつ、共用型指

九十条、第百十条若しくは第百三十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第四十六条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。)指定介護予防サービス(法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。)若しくは指定介護予防支援(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは介護療養型医療施設(平成十八年旧介護保険法第七条第二十三項に規定する介護療養型医療施設をいう。)の運営(第六十三条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。

3 共用型指定認知症対応型通所介護は、指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老

定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第九十条、第百十条若しくは第百三十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第四十六条 (略)

(新規)

2 共用型指定認知症対応型通所介護は、事業の開始又は施設の開設後三年以上経過している指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所又は指定

人福祉施設において行わなければならない。

(記録の整備)

第六十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において適用する第三十条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において適用する第三十条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において適用する第三十条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において適用する第三十条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(運用)

第六十一条 第三十条の七から第三十条の十一まで、第三十条の十三から第三十条の十六まで、第三十条の十八、第三十条の二十、第三十条の二十六、第三十条の三十二から第三十条の三十六まで、第三十条の三十八、第三十条の三十九及び第十二条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について適用する。この場合において、第三十条の七第一項中「第三十条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替

地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設において行わなければならない。

(記録の整備)

第六十条 指定認知症対応型通所介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。

一 (略)

二 次条において適用する第二十条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

三 次条において適用する第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四 次条において適用する第三十七条第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 次条において適用する第三十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(運用)

第六十一条 第九条から第十三条まで、第十五条から第十八条まで、第二十條、第二十二條、第二十七條、第二十八條及び第三十三條から第三十九條までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について適用する。この場合において、第九条第一項中「第三十条に規定する運営規程」とあるのは「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第三十三条中「夜間対応型訪問介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

えるものとする。

第四章 小規模多機能型居宅介護

(従業員の員数)

第六十三条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業員（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。）の利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が三又はその端数を増すことに一以上、訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護をいう。第七項に規定する

第四章 小規模多機能型居宅介護

(従業員の員数等)

第六十三条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業員（以下「小規模多機能型居宅介護従業者」という。）の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用者（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この条及び第六十七条において同じ。）の数が三又はその端数を増すことに一以上、訪問サービス（小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の提供に当たる小規模多機能

	本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う小規模多機能型居宅介護を含む。以下この章において同じ。）の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第五項において同じ。）を、一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。
2	4（略）
5	宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護（第七項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者を当該本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に對して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務並びに夜間及び深夜の勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
6	指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲

	型居宅介護従業者を一以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第五項において同じ。）を、一以上の小規模多機能型居宅介護従業者に宿直勤務を行わせるために必要な数以上とする。
2	4（略）
5	宿泊サービス（登録者を指定小規模多機能型居宅介護事業所に宿泊させて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）の利用者がいない場合であつて、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に對して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第一項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。
6	指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲

	げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所 二 指定地域密着型特定施設 三 指定地域密着型介護老人福祉施設 四 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
7	第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所であつて、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について三年以上の経験を有する指定小規模多機能型事業者又は指定複合型サービス事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定複合型サービス事業所であつて当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の指定小規模多機能型居宅介護の提供に対する支援を行うもの（以下「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、一人以上とすることができる。
8	第一項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は複合型サービス従業者（第百七十一条第一項に規定する複合型サービ

	げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。 一 指定認知症対応型共同生活介護事業所 二 指定地域密着型特定施設 三 指定地域密着型介護老人福祉施設 四 指定介護療養型医療施設（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）
	（新設）
	（新設）